

運用・証券・投資銀行業務ガイドライン

1. 事業側面と持続可能な社会実現

- 運用・証券・投資銀行業界は、金融商品市場の担い手として、資本市場の健全な発展に向けた社会的役割が期待されている。その一環として、企業価値に影響を及ぼしうる環境・社会・企業統治に関する課題（以下 ESG 課題）を適切に考慮することが、地球環境保護や資本市場の健全な育成・発展等につながるなど、持続可能な社会の形成に寄与するものと考える。
- 銀行・保険・資産運用会社等は、運用業務において、機関投資家として、長期的視点に立ち、受益者のために最大限の利益を追求する義務がある。例えば、投資判断を行う際、受託者責任に反しない範囲内で、ESG 課題を投資判断要素として考慮し、投資対象企業に対して積極的に働きかけを行うことを通じて、投資対象企業の ESG 課題への意識を高め、取組みを進展させることができる。また、投資対象となりうる全ての企業に対して、必要に応じて適切な ESG 関連の情報の開示を求めることが期待される。これらを達成するために、関連するステークホルダーと共に、ESG 情報の分析・活用手法の高度化、レベルアップを求めることが期待される。
- 証券会社は、証券業務において、投資者保護の観点から、投資者に対し金融商品販売を行うにあたって適切な情報を提供し、適切な判断が行われるよう促す責任を有している。この観点から、法令・諸規則等に従いつつ、金融商品・有価証券等の投資判断に必要と考えられる ESG に関する情報を、投資家等へ伝えることで、持続可能な社会の形成に寄与していくことが求められる。例えば、リサーチサービスにおいては、投資家におけるニーズに対応しつつ、ESG に関する必要な情報をアナリストレポートに記載する等を通じて提供することが期待され、また投資家へのセールスにおいては、こうしたリサーチ情報等を踏まえ、必要な ESG 情報を顧客に説明することが期待される。
- 投資銀行は、引受け・証券化商品の組成等の投資銀行業務において、適切な金融商品を資本市場に提供するゲートキーパーとしての役割が期待されている。また M&A アドバイザリー業務等いわゆるエージェントビジネス（代理人業務）では、顧客企業の依頼に基づいて業務運営を行う必要がある。こうした業務を行ううえでは、法令・諸規則等に従いつつ、対象となる取引における必要性や重要性等に応じて ESG 要素に関する情報を収集、分析し、業務へ反映していくことによって、持続可能な社会の形成に寄与していくことが期待される。

2. 具体的な取組み

上記課題に対応し、具体的な取組みを検討するにあたり、以下に掲げる業態共通または業態固有の既存の基準類を参考にする。

【全業態共通基準】

- ・ ISO26000 社会的責任規格（2010年11月）
- ・ 日本経団連「企業行動憲章 実行の手引き」（2010年9月改定）

【業態独自基準】

- ・ 金融庁「企業内容等開示ガイドライン等」
- ・ 金融商品取引所の適時開示規則
- ・ 金融商品取引所の「コーポレートガバナンスに関する報告書」記載要領
- ・ 中央環境審議会総合政策部会「環境と金融に関する専門委員会報告書」（2010年6月）
- ・ 国連責任投資原則（PRI）
- ・ 責任ある不動産投資（RPI）
- ・ 日本証券業協会「自主規制規則（定款・諸規則等）」
- ・ 投資信託協会「自主規制規則（定款・諸規則等）」
- ・ 日本証券投資顧問業協会「自主規制規則（定款・諸規則等）」
- ・ 日本証券業協会「証券業界における社会貢献活動への取り組みにあたって（基本的考え方）」（2009年9月）
- ・ 日本証券業協会「証券業界の環境問題に関する行動計画」（2008年2月）
- ・ 生命保険協会行動規範（2011年改定）
- ・ 日本損害保険協会行動規範（2005年3月改定）

3. 取組事例の主な切り口

- (1) 本業の業務運営（商品・サービスの開発を含むがこれに限らない）において環境・社会への配慮を組み込む

<運用業務>

- ・ 資産運用の基準や規程・要領に ESG 関連課題を反映し、投融資の判断プロセスに反映する
- ・ ESG の観点を考慮することを議決権行使のガイドラインに明記する
- ・ 投資先企業選定のための CSR レポートの分析による取組事例を蓄積し、自社の CSR 取組向上へ活用する
- ・ 社外有識者から意見・アドバイスを受け、自社の ESG への取組向上に活用する
- ・ 受託者責任に反しない範囲で、ESG を考慮した、持続可能な社会の形成に資する商品等に投資する
- ・ 投資先企業に、ESG の情報開示等について積極的に働きかけ、取引先企業の ESG 課題に関する意識・取組みを促す

<証券／投資銀行業務>

- ・ ESG 関連課題を投資家等に目論見書等を利用して説明する
- ・ ESG 関連課題（環境問題、マイクロファイナンス、社会問題（雇用、育児等）の改善・解決、災害被災地の復興支援）に寄与すること等を資金使途とした金融商品（債券、投資信託（SRI ファンド等）等）を開発、販売する
- ・ 投資信託の販売に伴う信託報酬等を、ESG 関連課題（上記と同様）の改善・解決に寄与すべく寄付するスキームを構築する

- (2) 業務プロセスに環境・社会への配慮を組み込む

- ・ 目論見書の電子交付による紙資源使用の削減を促進する
- ・ 営業用資料／社内用資料用の紙や印刷物の環境配慮を推進する
- ・ IT活用により、会議や社内書類のペーパーレス化を推進する

- (3) 社会へ情報を発信し、さまざまなステークホルダーに働きかける

- ・ PRI 6 原則を踏まえた資産運用・活動について、社外への開示を行う
- ・ ESG を考慮した議決権行使の考え方・体制・行使結果等の社外への開示を行う

- ・ 運用にかかる国際的イニシアティブへ参加する
- ・ 環境・持続可能性関連商品の目的や効果についての適切な表示・開示を行う
- ・ 環境や持続可能性に関する普及啓発（学生、ビジネスマン向けセミナー等）を推進する
- ・ 地域社会及び他団体が実施する環境保護活動等、社員参加型の社会貢献活動を推進する
- ・ ホームページで投資家への情報提供を行う

以上